

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成18年
(2006年) 9月25日
毎月3回5の日に発行

第1629号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
TEL 03(3262)5237
発行人 大竹 邦実
http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

新たな分権制度改革推進など

竹中総務大臣と意見交換

地方六団体

本会の国松誠会長（藤沢市議会議長）ら地方六団体代表は9月25日、総務省内で開かれた「地方財政に関する総務大臣・地方六団体合」に出席。①平成19年度の地方財政の課題②新型交付税の導入③新しい地方財政再生制度の説明を自治財政局長から受けたのち、竹中平蔵・総務大

臣らと意見交換を行った。①の「平成19年度の地方財政の課題」では、三位一体の改革の成果を踏まえ、国の関与や国庫補助負担金の廃止・縮小、税源配分の見直し等により、新たな地方分権制度改革を推進するほか、地方一般財源の総額確保等を推進するとしている。

は、翌26日の小泉内閣総辞職に伴い、竹中大臣が総務大臣の職を辞することなどから、会合の冒頭で六団体を代表し麻生渡・全国知事会会長（福岡県知事）が、これまでの地方分権改革に対する竹中大臣の尽力に対し、謝辞を述べた。

同日は、六団体を代表し、麻生渡・全国知事会会長（福岡県知事）と佐藤清吉・全国市長会副会長（角田市長）が、六団体で取りまとめた同法の

骨子案は、本会ホームページに掲載。骨子案を竹中大臣へ示し、早期制定への理解を求めた。骨子案では、同法の基本理念等を示したうえで、内閣府に「地方分権改革推進委員会」を設置、同委員会が「地方分権改革推進計画」の原案を作成し内閣総理大臣へ勧告を受け同計画を作成、などについて提言している。



竹中大臣との会合に出席する国松会長（左手前）ら地方六団体代表

②の「新型交付税の導入」では、基本的な考え方として、「国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野」から新型交付税を導入、人口規模や土地の利用形態による行政コスト差を反映、離島や過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保などが提示された。③の「新しい地方財政再生制度」では、より早い段階から財政の健全化を図るた

「地方分権改革推進法（仮称）」の早期制定について

国においては、安全保障をはじめ日本国としてのあり方等の課題が山積しており、国際的な競争や協調などの国家戦略の立案と実践に力を集中していくことが不可欠である。内政面では、教育、福祉、まちづくりなどの課題が山積し、地方にできることは地方が担い責任を持つ地方分権改革をさらに推進することが、新しい国のかたちとして求められている。

地方が元気にならなければ日本全体の建て直しも実現できない。地域力を活かして、多様な地方をよみがえらせる必要がある。

未来の創造に自由に挑戦できる環境と気概を地域にもたらす地方分権改革の実現が必要である。

しかし、これまでの改革においては、国と地方の役割分担は整理されず、依然として国と地方の二重行政による大きな無駄がある。地方分権改革の推進こそが、国・地方を通じた最大の行財政改革となる。

そのためには、役割分担に基づく事務事業・権限の移譲、国による関与・義務づけの廃止・縮小のほか、税財源の移譲と国庫補助負担金の原則廃止などの改革が不可欠である。

「基本方針2006」においては、地方分権に向けた関係法令の一括した見直し等が盛り込まれたところであり、総理の強力なリーダーシップの下、地方分権改革を積極的に進めるため、「地方分権の推進に関する意見書（平成18年6月7日）」の実現に向けて、地方分権改革推進のための新法を速やかに制定し、第2期の地方分権改革の歩みを力強く踏み出すことを要請する。

については、地方六団体として「地方分権改革推進法（仮称）」に盛り込むべき事項を、別紙のとおりとりまとめたので、趣旨をご理解の上、その実現に向けて真摯に対応をしていただきたい。

平成18年9月15日

地方六団体

本会各委員会での講演要旨

産業経済委員会

前号に引き続き、7月中旬以降に開かれた本会の各委員会で実行された講演要旨を掲載します。

新しい農業政策

農林水産省大臣官房企画評価課長

今井 敏氏

1. 新しい農業政策
 農林水産省では、17年3月の「新たな食料・農業・農村基本計画」の閣議決定を受け、同年10月に「経営所得安定対策等大綱」を取りまとめた。

同大綱は、「品目横断的経営安定対策」を中心とし、「米政策改革推進対策」、「農地・水・環境保全向上対策」により構成されるもの。食料の安定供給や国土・自然環境の保全等を図るため、多様な構成員からなる地域農業を「担い手」中心の農業へ再編成することなどを目指し、19年から実施することとしている。

2. 品目横断的経営安定対策
 「品目横断的経営安定対策」では、WTO農業交渉による国際規律の強化などに対応できるような、施策対象である担い手を明確化し、経営の安定を図る対策へ転換する。具体的には、施策の対象を従来の「品目別」から「担い手の経営全体」へと転換。市場で顕在化している諸外国との生産条件格差を是正するため、各経営体の過去の生産実績に基づく直接支払い制度を導入する。

同対策が定める担い手は、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者や特定農業団体等で、一定規模以上の面積要件を満たす者。ただし、同対策を講じることで、小規模農家を切り捨てようとするものではない。

米を中心の専業農家では、一定以上の経営規模がないと



所得面で折り合わないため、面積基準を設けている。しかし、面積が基準未満の小規模農家であっても、集落で一つの農場を営むことで支援対象とするなどの道を残しているほか、地域の実情に応じた特例も設定可能としている。

3. 米政策改革推進対策
 「米政策改革推進対策」では、従来から講じられていた「産地づくり対策」、「集荷円滑化対策」等について、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、19年度予算概算要求の決定時まで必要の見直しを図るものとする。

現在、施策の対象者である生産調整実施者に対し、引き続き支援するための準備を進めているところである。

4. 農地・水・環境保全向上対策
 地域の共同活動により、農地・農業用水等の資源や環境の保全向上を図る取組みを国と地方で支援する「農地・水・環境保全向上対策」を導入する。同対策の財政負担割合は国が2分の1、都道府県・市町村がそれぞれ4分の1。

ただし、地方財政が非常に厳しい中での実施のため、地方の側からも地方財政措置について、総務省への働き掛けをお願いしたい。

地域ブランドの権利化と地域経済の活性化

末武 久佳氏 (特許庁審査業務部商標課 商標審査官)

1. 地域団体商標とは
 「地域名」と「商品名」とを組み合わせて商標登録を行う制度が、「地域団体商標」である。商標法が改正され本年4月1日から施行された

ことに伴い、制度運用が始まった。

同制度に基づき団体商標登録を受けると、地域の事業者は共同して、地域の商品やサービス等に共通のブランドを付し、市場に提供することが可能となる。その結果、地域との差別化を図り、消費者に訴求する効果が得られる。

従来の商標制度では、「地域名」と「商品名」を組み合わせて登録することが困難であった。夕張メロン、西陣

2. 団体商標の登録と効果
 登録に当たっては従来の要件を緩和し、商品等が隣接する都道府県に認知されれば出願可能としている。ただし、出願できる者は「農業協同組合」や「事業協同組合」等の特別の法律によつて設立された法人に限っている。

商標登録を受けると商標権者は、他人による商標の便乗使用があった場合、使用の差止め請求、商標が付された商品や製造設備の廃棄請求

3. 出願に当たって
 地域団体商標の受付開始後、同じ地域内の競合する組合から重複して商標を出願するケースが発生した。申請を受け付けると特許庁では審査を開始するが、当庁の審査官だけでは地域の状況や特殊事情を正確に把握することが困難である。

団体商標の出願に当たり、地元で競合する可能性がある場合、紛争の火種とならないよう共同で出願するなどの調整について、皆さま方のお力添えをいただければ幸いです。

また、団体商標登録を受けると、それだけで商品等が売れると錯覚する事業者が少なからず存在する。商標登録ができて、それで品質が保証された訳でなく、真のブランドへ育てるには登録後の努力が重要。商標登録は手段であり、登録が目的とならないよう認識していただきたい。(7月25日の産業経済委員会での講演より)

本会 各委員会での講演要旨

地方行政委員会

今後の市町村合併

総務省自治行政局市町村課課長補佐

望月 明雄氏

1. 市町村合併の背景
市町村合併を推進する背景には、地方分権の推進、少子高齢化の進展、広域的な行政需要が増大、行政改革の推進が要因として存在している。

このほか、人々の日常生活圏が拡大するに伴い、市町村の区域を越えた広域的な行政需要が増大しており、新たな市町村経営の単位が必要とされている。

地方分権の推進については、11年7月に地方分権一括法が成立したことに伴い、自己決定・自己責任のルールに基づく行政システムの確立が図られた。これにより、地方公共団体は自主性に基づく地域間競争の時代へ突入し、個性ある多様な行政施策を展開するため、権限・財源・人材について一定の規模や能力の確保が必要となった。

これらの諸課題に対応し、基礎自治体である市町村の行政基盤を強化するため、市町村合併の推進は必要不可欠となっている。

また、少子高齢化の進展に伴い、今後、市町村が提供する行政サービスの水準を確保するには、ある程度の人口集積を図る必要が生じた。

2. 合併の推進状況
11年3月31日の時点で3232団体であった市町村数は、合併の推進により18年3月31日までに1821団体へ

と減少。19年1月29日には1815団体となる予定であり、6割超の団体が合併の道を選んだことになる。

市町村の規模も1団体当たりの平均人口が、11年3月31日の時点で3万6387人であったのに対し、19年1月29日には6万5716人へと、ほぼ倍増する予定となっている。

しかし、都道府県ごとの状況に目を移すと、市町村数の減少率50%以上の県が20県にも上る一方で、東京都、大阪府、神奈川県、3都府県では減少率が10%未満にとどまっております。都市部での合併状況が芳しくない。

都市部の団体は、多くの人口を抱えており、行政基盤に対する危機感を抱きにくいことが要因と考えられる。しかし、都市部ほど今後の高齢化の進展は著しく、行政需要が増加するであろうと我々は分析している。将来へ備えて、現段階で可能な限り合併を推進すべきであろう。

3. 合併による効果
市町村合併を進めることで、財政の効率化が図られる。特に、人件費の削減効果が大きい。首長などの三役が約3600人、市町村議会議員が約1万7600人減少すると見込まれ、約1200億円の給料・報酬が削減できると推計されている。例えば、東京都西東京市では合併後3年間で約28億円の削減となつたほか、広島県廿日市市では合併後10年間で約35億円の削減効果が見込まれている。

また、財政効果以外の面でも、岐阜県郡上市では高速インターネット環境整備により山間部の告知放送不感地域の新潟市では旧市町村域を越えて、空きのある保育所の利用が可能となるなど、住民の利便性向上が図られている。

このほか奈良県五條市では、常備消防の区域拡大に伴う消防分署設置により、地域住民の安心・安全が向上するなどの効果が上がっている。

4. 今後の合併の流れ
「市町村合併の特例等に関する法律」(以下、「合併新法」)の期限は、22年3月31日までとなっている。残り3年余で、「市町村合併特例法」(以下、「旧合併特例法」)の時代に合併に至らなかった

市町村に、再度協議していたきたいと考えている。旧合併特例法の時代では、当事者である市町村が互いに協議し、合併の可否について決定していた。

しかし、合併新法下では、総務大臣の基本指針に基づき、都道府県が市町村の合併推進に関する構想を策定。これに基づき、知事が合併協議会設置勧告や合併協議推進勧告を行い、市町村合併を推進する仕組みとなっている。

5. 合併新法下での財政措置
合併新法下でも、合併に伴う財政措置を講じることとしている。

まず、普通交付税による措置として、普通交付税額の算定の特例(合併算定替)が併直後の臨時的経費に対する財政措置(合併補正) 都道府県の行う合併推進事業に対する財政措置 が講じられる。

ただし、合併算定替について旧合併特例法では、合併後10年間の合算特例期間が設けられるとともに、10年経過後の5年間に亘りして激変緩和措置が講じられることとなっていたが、合併新法では合併し

た時期に応じて合算特例期間が段階的に9、5年間へと短縮される。

この措置は、合併新法が合併の期限を22年3月31日までと設定し、合算特例期間終了の時期を揃えることによる。なお、激変緩和措置については旧合併特例法と同様、5年間とされている。

このほか、特別交付税についても、各種の措置が講じられることとなっている。

6. 今後の合併施策の目標
総務省では、今後の合併推進の流れの中で、目標として掲げている点が2つある。

第一に、既に合併した団体が、市町村合併の効果を適切に発現しているかどうか検証すること。第二に、これから合併を予定している団体に対し、直にヒアリングを実施すること。合併に関する障害が存在する場合、この2点の実施により、問題点を拾い上げ解決を図っていききたい。

最近、合併は一段落したよ

うな雰囲気であるが、総務省としては今後とも合併推進が必要であると考えている。(7月26日の地方行政委員会での講演より)

大幅な税源移譲の実現など

税制改正で自民党に要望

本会

全国市議会議長会は9月22日、19年度都市税制改正に関する要望をまとめ、自由民主党の税制調査会に提出した。同党は例年、次年度税制改正の審議に当たり、関係団体から要望を聴取している。本会は、政府が示した「骨太方針2006」や、六団体提出の「地方分権の推進に関する意見書」に対する政府

1. 地方分権改革に伴う大幅な税源移譲の実現
2. 都市税源の充実確保
3. 地方道路目的財源の充実強化
4. 基地交付金・調整交付金の増額確保
5. 政令指定都市等に対する税制上の優遇措置の充実強化
6. 環境税の地方税としての導入
7. 非課税等特別措置の整理縮小
8. 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大
9. 地方税法・所得税法の改正に伴う周知の徹底
10. 公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みに係る非課税措置

激甚災害に指定

政府

内閣府のまとめによると被害状況は、公共土木施設等の関係で約1323億円、農地・農業用施設・林道関係で約345億円などとなっている。

5、7月の豪雨・暴風雨
 本年5月23日から7月29日までの間、梅雨前線等の影響による大雨で、長野県、鹿児島県、島根県などを中心に各地で大きな被害が生じた。政府は、これらの豪雨・暴風雨災害に対し、9月13日、「激甚災害」に指定する政令を公布した。

これにより、被害を受けた地方公共団体等に対し、災害復旧事業の国庫補助かさ上げなど特別の財政援助が実施されることとなる。

1624号参照。

台風13号で

延岡市に災害救助法

台風13号による影響で、宮崎県延岡市では突風などにより、多数の人命・身体に被害が生じた。このため、宮崎県は9月17日、同市に災害救助法を適用した。

行事予定

- 10月5日 産炭地域振興協議会 総会(午後1時、大牟田市)
- 10月10日 全国市議会議長会 部会長会議(午後4時、藤沢市)
- 10月12日 広域行政圏市議会協議会 正副会長・監事相談役会議(午後3時・松江市)
- 10月12日 建設運輸委員会 正副委員長会議(午後3時・釜石市)
- 10月16日 市議会議員共済会 理事会(午後1時半、全国都市会館)
- 10月16日 国会対策委員会 正副委員長会議(午後1時半、川崎市)
- 10月17日 産業経済委員会 正副委員長会議(午後3時、荒尾市)

理事会・評議員会を開催

11月8・9日 一本会

全国市議会議長会は11月8日に理事会、翌9日に評議員会を開催いたします。当日は、各部会から提出された議案や平成19年度本会予算の見通しなどについて協議する予定です。なお、開催のご案内は、8月24日付で当該市の議長宛に送付しております。

記

〈理事会〉

開催日時：平成18年11月8日(水)午後1時
 開催場所：ルポール麹町2階「ロイヤルクリスタル」(東京都千代田区平河町2 4 3)
 議題：(1)評議員会の運営
 (2)会長提出議案
 (3)平成19年度本会予算の見通し
 (4)その他

〈評議員会〉

開催日時：平成18年11月9日(木)午前10時
 開催場所：日本都市センター3階「コスモスホール」(東京都千代田区平河町2 4 1)
 議題：(1)部会提出議案
 (2)会長提出議案
 (3)平成19年度本会予算の見通し
 (4)その他

問合せ：全国市議会議長会 総務部
 TEL 03 3262 5234 FAX 03 3263 5751

議会人事

- | | |
|---|-----------------|
| 時、荒尾市) | 長濱 押谷與茂嗣(8・11) |
| 時、藤沢市) | 恵那 伊佐地良一(8・18) |
| 10月12日 広域行政圏市議会協議会 正副会長・監事相談役会議(午後3時・松江市) | 常陸大宮 岡山和夫(8・22) |
| 10月12日 建設運輸委員会 正副委員長会議(午後3時・釜石市) | 松阪 田中 力(8・22) |
| 10月16日 市議会議員共済会 理事会(午後1時半、全国都市会館) | 常陸太田 梶山昭一(8・24) |
| 10月16日 国会対策委員会 正副委員長会議(午後1時半、川崎市) | 北杜 林 泰彦(8・28) |
| 10月17日 産業経済委員会 正副委員長会議(午後3時、荒尾市) | 知立 佐藤 修(8・28) |
| | 可児 角眞一郎(8・28) |
| | 副議長 |
| | 厚木 石井恒雄(8・10) |
| | 半田 名畑満彦(8・11) |

お知らせ

本紙10月5日付第1630号は、第1631号と併せ、10月15日付第1630・31号として発行します。